

防衛医科大学校達第8号

防衛医科大学校における競争的研究資金の研究実施規則を次のように定める。

平成20年10月16日

防衛医科大学校長 早川正道

防衛医科大学校における競争的研究資金の研究実施規則

改正 平成24年4月6日達第1号
平成27年3月30日達第2号
平成29年3月30日達第3号
令和4年1月31日達第2号
令和5年6月30日達第3号

(目的)

第1条 この規則は、防衛医科大学校の教官が行う研究のうち、競争的研究資金（各府省庁及び当該各府省庁が所管する独立行政法人から交付される競争的研究資金をいう。以下同じ。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって競争的研究資金による研究成果をあげるとともに、研究成果の普及を図ることを目的とする。

(研究を行う職)

第2条 研究活動に実際に従事する者（以下「研究者」という。）は別表の左欄に掲げる職とする。

(研究計画の策定)

第3条 研究者は、競争的研究資金による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ配分機関（防衛医科大学校に競争的研究資金を配分する機関をいう。以下同じ。）が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

(研究の実施)

第4条 研究者は、競争的研究資金による研究を行う場合は、防衛医科大学校の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第5条 研究者は、競争的研究資金により行った前条の研究については、他の規則等にかかわらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 研究者は、競争的研究資金による研究を行う場合は、競争的研究資金に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書の写しを学校長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 競争的研究資金の研究計画調書の取りまとめの事務は、別表の左欄に掲げる職について、それぞれ右欄の部課が所掌する。

(法令等の遵守)

第8条 研究者は、競争的研究資金による研究の遂行に当たり、関係法令等及び配分機関が定める各種の競争的研究資金に関する規程等を遵守するものとする。

附 則

この達は、平成21年11月2日から施行する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この達は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和4年1月31日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第2条、第7条関係）

研究を行う職	管理等を行う事務組織
<p>医学教育部医学科進学課程及び専門課程を担当する教授、准教授、講師及び助教並びに医学教育部動物実験施設、共同利用研究施設及び病院診療科（形成外科及び歯科口腔外科及び病理診断科を除く。）及び防衛医学研究センターに所属する教授、准教授、講師及び助教</p>	<p>防衛医学研究センター事務部</p>
<p>病院診療科（形成外科及び歯科口腔外科及び病理診療科に限る。）及び中央診療施設として置かれる部又は部に所属する教授、准教授、講師及び助教</p>	<p>病院事務部病院運営課</p>